

返戻金制度に関する事項

当社の紹介により就職した者が入社後、本人の都合により期間内に退職した場合、受領した紹介手数料から以下に定める金額を求人者に返還いたします。

- ① 1カ月未満で退職した場合は紹介手数料の80%相当額
- ② 3カ月未満で退職した場合は紹介手数料の40%相当額
- ③ 6カ月未満で退職した場合は紹介手数料の20%相当額